

## 牟礼老人保健施設 「はなかいどう」における 居室使用料の過誤徴収について



令和7年度予算編成の過程で、平成24年4月から現在までの約13年間にわたり、同施設の居室使用料を過誤徴収していたことが判明しました。市民の皆様にご迷惑をお詫び申し上げます。

判明している過誤徴収額は2,288万5千円で、対象者は約700人です。速やかに必要な予算措置を講じたうえで、利息を付して、3月から順次返還を開始します。また、現職の市長、副市長の管理監督責任として、河村市長の給料月額10分の2、関係する2名の副市長の給料月額10分の1を、それぞれ1カ月減額する条例案を市議会定例会に提出します。

今後、このようなことがないよう、再発防止に向けて適正な事務執行を確保し、信頼回復に努めてまいります。

## 三鷹こ線人道橋(こ線橋)の 一般向け書籍を作成します



生涯学習課 ☎0422-29-9862

こ線橋の記録と記憶を未来につなぎ、地域文化の魅力を発信するために、一般向け書籍を作成します。

### 書籍の概要

昨年発行した『三鷹こ線人道橋調査報告書』を基に、市や(株)文伸が撮影・収集してきた写真・イラストなどを加え、ビジュアルを重視した書籍の作成を予定しています。  
※発行時期や価格などは未定。



### (株)文伸と覚書を締結しました

1月21日に同社と覚書を締結し、協働で事業を進めていきます。



## 福祉Laboどんぐり山 「排泄を知る・学ぶ」展示&講座



同 同施設介護人財育成センター ☎0422-24-7350

心地よい排泄は、尊厳を保ち社会参加への意欲を高めることにつながります。同施設で開催する関連展示・講座でさらに理解を深めませんか。

**展示** ①3月12日(水)～21日(金)午前9時～午後5時(※土・日曜日、祝日) ②期間中会場へ  
**講座**

### ①高齢期の排尿障害—セルフチェックを学ぼう・体験しよう(一般市民向け)

排尿障がいメカニズムや日常生活に生かせるアドバイスなど、経験豊富なベテラン医師から学びます。

③3月14日(金)午後2時～4時 ④40人 ⑤武蔵野赤十字病院泌尿器科医師の田中良典さん

### ②やってみよう排泄介護(家族介護者向け)

排泄ケアのプロの看護師から、技術と心掛けを学びます(実技あり)。

③3月19日(水)午後1時30分～3時30分 ④20人 ⑤カルプ訪問看護ステーション吉祥寺皮膚・排泄ケア認定看護師の三島可愛さん

⑥①3月12日まで、②3月17日(月)までに必要事項(6面参照)を同センター ☎0422-24-7350・Fax0422-24-7363・✉info-fukushilabo@mitaka.or.jp、または同センターHPへ(先着制)

## 児童手当の手続きが お済みでない方へのご案内



子育て支援課 ☎0422-29-9675

昨年6月に成立した『子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律』により、令和6年10月分から児童手当の内容が変わりました。

### 新規の認定

- 下記に該当する方は、申請により新たに支給対象となります。
- 所得上限限度額超過により、児童手当(特例給付)を受給していない
- 高校年代の児童のみを養育している
- ※ 児童が市外に別居している場合はお問い合わせください。
- ※ 公務員の方は勤務先に申請してください。

### 多子加算(第3子以降)による増額

多子加算の対象としてカウントされる19～22歳(7年3月31日時点)の方を含め、養育する児童数が3人以上いる場合は「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。

⑦⑧いずれも3月31日(月)(必着)まで

- ※ 6年10月分の手当にさかのぼって認定(増額)されます。
- ※ 4月1日(火)以降の申請は、申請の翌月分の手当から認定(増額)されます。



## 価格高騰重点支援給付金(非課税世帯3万円)



同 同給付金コールセンター ☎0422-29-9617(平日午前9時～午後5時)

物価高騰による負担軽減のため、同給付金を給付します。

### 対象者

#### ①住民税非課税世帯

基準日(令和6年12月13日)に三鷹市に住民登録があり、世帯全員の6年度住民税均等割が非課税の世帯の世帯主

#### ②住民税非課税の子育て世帯

①のうち、平成18年4月2日～令和7年7月31日生まれの児童がいる世帯の世帯主  
※ 令和6年12月14日～7年7月31日生まれの児童の加算分は、原則、手続きは不要です。

### 給付額(1回限り)

#### ①3万円

#### ②対象児童1人当たり2万円を加算



給付金・還付金を装った詐欺にご注意ください。



### 申請方法

- 5年度重点支援給付金(7・10万円)または6年度同給付金(10万円)を三鷹市から受給した世帯  
→ 原則、手続きは不要です。2月7日に「支給のお知らせ」を送付しました。

- 給付要件の確認が必要な世帯

→ 2月下旬に右の封筒で確認書を送付します。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で期限までに返送してください。インターネット申請も可能です。申請方法は同封の「ご案内」でご確認ください。

※ 上記以外の世帯(転入者を含む世帯など)でも、受給対象となる場合があります。詳細は市HPでご確認ください。



申請期限 6月30日(月)(消印有効)

給付開始時期 2月下旬以降、不備のない確認書・申請書の受理からおおむね20～30日後

市では均等割のみ課税世帯への給付金と同世帯へのこども加算、定額減税補足給付金(不足額給付)も予定しています。詳細は決まり次第、市HPや『広報みとか』でお知らせします。定額減税補足給付金(不足額給付)は、7年度(6年分)の個人住民税課税情報から算出予定です。2月17日(月)～3月17日(月)に市民税・都民税の申告をお願いします。